

## 播磨臨海地域道路連絡調整会議規約（案）

### （目 的）

第 1 条 播磨臨海地域道路について、播磨臨海地域道路連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置し、当該道路の計画策定に向け、必要な事項を関係機関と協議・調整することを目的とする。

### （内 容）

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議・調整する

- （１）当該道路の計画に関すること
- （２）関連道路に関すること
- （３）その他

### （構 成）

第 3 条 会議は、兵庫県、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、播磨町、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所をもって構成し、構成員は別表の職にあるものとする。

2 必要に応じて構成員以外の者を構成員に追加できるものとする。

### （議 長）

第 4 条 議長は、会議を代表し、会務を総括する。

- 2 議長は兵庫県県土整備部高速道路推進室長、副議長は国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長の職にある者とする。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

### （会 議）

第 5 条 会議は、必要に応じ議長が招集する。

- 2 会議は、第 2 条の各号に掲げる事項について協議・調整する。
- 3 会議は、第 3 条各号に掲げる者の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 議長は、必要があると認められるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### （設置期間）

第 6 条 会議の設置期間は、第 1 条の目的を達成するまでとする。

### （事務局等）

第 7 条 会議の事務局は、兵庫県県土整備部高速道路推進室、近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査課に置くものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、その都度会議において審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、会議の審議を経て行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

別表

播磨臨海地域道路連絡調整会議

構 成 員

| 所属           | 役職名                |
|--------------|--------------------|
| 兵庫県          | 県土整備部 土木局 道路企画課長   |
|              | 県土整備部 土木局 高速道路推進室長 |
| 姫路市          | 都市局長               |
| 明石市          | 都市局長               |
| 加古川市         | 都市計画部長             |
| 高砂市          | まちづくり部長            |
| 播磨町          | 理事                 |
| 国土交通省近畿地方整備局 | 姫路河川国道事務所長         |